

別紙第2 勸告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）を次のとおり改正するよう勧告する。

I 平成31年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 令和元年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

(イ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を1.175月分とすること。

(ウ) 医療大学の学長の職にある職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

(ウ) 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

II 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

ア Iの2の(1)による改定後の別表第1から別表第5までの給料表を廃止すること。

イ 第5条に規定する任期付職員には、職員の給与に関する条例に規定する給料表を適用すること。

(2) 初任給, 昇給, 昇格等

第5条に規定する任期付職員には, 職員の給与に関する条例に規定する初任給, 昇給, 昇格等の基準を適用すること。

(3) 単身赴任手当

任期付短時間勤務職員に対して単身赴任手当を支給すること。

3 職員の育児休業等に関する条例の改正

(1) 給料表

任期付短時間勤務職員には, 職員の給与に関する条例に規定する給料表を適用すること。

(2) 初任給, 昇給, 昇格等

任期付短時間勤務職員には, 職員の給与に関する条例に規定する初任給, 昇給, 昇格等の基準を適用すること。

(3) 単身赴任手当

任期付短時間勤務職員に対して単身赴任手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は, 平成31年4月1日から実施すること。ただし, Iの1の(2)のア, 2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和元年12月1日から, Iの1の(2)のイ, 2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにIIについては令和2年4月1日から実施すること。

2 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって, IIの1の改定に伴い, 当該住居手当の支給月額が減ぜられることとなる職員等については, 所要の措置を講ずること。